

訴 状

平成29年6月8日

事件名:損害賠償請求事件

庄原簡易裁判所 御 中

(送達場所)

原 告

〒727-0021 広島県庄原市三日市町  
高野 邦 夫(コウノクニオ)

被 告

〒727-0021 広島県庄原市三日市町  
× × × ×(× × × ×)

訴訟物の価額	金 412,340 円
貼用印紙額	金 5,000 円
予納郵券	金 円

付属書類	甲号証写し 2 通
”	証拠説明書 1 通

記

請求の趣旨

1. 被告は原告に対し金 400,000 円(傷害分金 30 万円・邸宅侵入分金 10 万円)、及び平成 29 年 5 月 2 日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払をせよ。
2. 治療費金 12,340 円、及び平成 29 年 5 月 8 日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払をせよ。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。

以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

### 請求の原因

平成29年5月2日(火)午後5時20分頃、被告××××(以下単に××という)は、故なく原告(以下単に私という)の居住地敷地内に押し入って、無抵抗の私の胸ぐらを掴んで、私の左耳付近を握り拳で3回殴打し左耳及び左後頭部打撲の傷害を負わせたものである。

### ★刑法第130条(住居侵入等)・同法第204条(傷害)

◎判例:邸宅とは、人の住居の用に供せられる家屋に付属し、主として住居者利用に供せられるように区画された場所をいう。(大判昭7・4・21刑集11-四〇七)

### その余の事情

1. 本件犯罪行為については平成29年5月2日(火)の庄原警察署捜査のとおりであろうと推認されますが、××の供述調書を見た訳ではないので詳細は不明のままです。
2. 私(被害者)の警察官面前調書に「嚴重なる処罰を求めます」との記載がある筈ですが、これは刑事訴訟法第230条に基づく「告訴の意思表示」です。この点は告訴事件であるから検察官からの通知がある筈なのですが、未だ何らの音沙汰もありません。
3. 本件犯行後一月以上も経過したけれども、××は何食わぬ顔で平然と日常生活をしております。私は不安を覚えて裏の畑に行くときには「熊撃退スプレー」を携帯している昨今です。
4. 以上の事情につき必要があれば「送付嘱託申立書」を提出いたします。

### ★刑事訴訟法第260条[告訴人等に対する不起訴処分等の通知]

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

### ★民事訴訟法第条(文書送付の嘱託)

書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

平成29年6月8日

以上原告 高野 邦 夫(コウノクニオ)